

住宅に設置する太陽光発電・蓄電池設備の導入費用を一部補助します

補助内容

(1) 太陽光発電設備および蓄電池設備をセットで導入した場合の補助額

	補助額
太陽光発電設備の導入に係る経費	7万円/kW (kWあたり補助上限額) × 5kW (補助上限) = 35万円が上限
蓄電池設備の導入に係る経費	15.5万円/kWh × 5kWh (補助上限) × 1/3 = 25.5万円が上限 ※ 15.5万円/kWh (工事費込み・税抜き) を超える価格の蓄電池は補助対象外 ※ kWあたりの補助上限額は5.1万円

(2) 太陽光発電設備を単独で導入した場合の補助額

	補助額
太陽光発電設備の導入に係る経費	5万円/kW (kWあたり補助上限額) × 5kW (補助上限) = 25万円が上限

申請期間

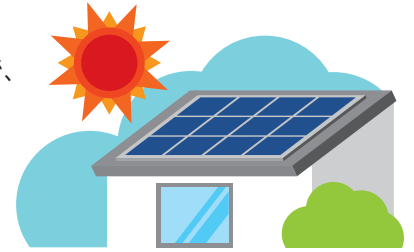
5月1日(水) ~ 7月31日(水) ※予算額に達した時点で受付終了となります。

申請方法

5月1日(水) から町ホームページにて申請様式がダウンロードできますので、ご記入のうえ建設整備課までご持参、またはご郵送ください。

補助の詳細については、下記までお問い合わせください。

■ 申請・問合せ 建設整備課 ☎0778-47-8003



南越前町外国人観光客 受入環境整備事業がスタートします

北陸新幹線福井・敦賀開業に伴い、外国人観光客の受入環境整備にかかる費用を補助します。

問合せ

(一社)南越前町観光連盟
Tel 0778-47-3414

申請方法

(一社)南越前町観光連盟までご相談ください。

必要書類

- ・宿泊事業者、飲食店事業者の場合
営業許可を受けていることを証する書類の写し
- ・免税店開設にかかる補助申請の場合
一般型輸出品販売場の許可証の写し、または許可取得のための税務署への許可申請書類の写し
- ・納税証明書
- ・見積書
- ・収支予算書
- ・事業計画書
- ・補助金交付申請書

補助金額

費用の2分の1以内(上限10万円)
※同一年内に、1施設1回、1事業者2施設限り

補助対象

次の項目の導入費用が対象になります。

- ・外国語表記(看板、メニュー、パンフレット、ホームページ)
- ・無線LAN
- ・キャッシュレス決済
- ・外国語翻訳用機器
- ・免税対応

対象者

外国人観光客が観光目的で利用できる施設を町内に有する、宿泊、観光、飲食、土産物等販売を行う事業者(国または地方公共団体が出資する法人を除く)